法律相談事例集

大阪弁護士会

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会

当委員会では、介護支援専門員法律支援事業を介護支援専門員の皆様に積極的に活用していただくことにより、地域で生活する高齢者の権利を守り、生活を支援すべく活動してまいります。そのためには、皆様からの弁護士に対する法律相談(法律相談と判断できるか否か判断しかねる相談も含みます。)が重要であると認識しております。

つきましては、下記の法律相談事例集をご参考にしていただき、担当弁護士 への相談へとつなげていただければ幸いです。

1 成年後見

(1) 相談全般分析

成年後見に関する相談は、①認知症高齢者や経済的虐待を受けた高齢者のための財産管理の方法、②申立後、後見人等が選任されるまでの金銭管理のありかた、③申立を行ったが本人が拒否した場合、本人が申立に消極的な場合の対応に分けられます。

これらに関する助言は、成年後見制度の利用が必要な人について、申立の支援や首長申立を促す役割を果たし、他方、まだ成年後見制度利用の必要がないにもかかわらず保護のために先んじて申立をしたり、本人の同意が得られない申立を防ぎ、適切な時期に、本人の意向や能力を十分に考慮した申立につなげる役割を果たすことができます。

(2) 相談例 - 上記①ないし③に分類されない例

【相談内容】

本人は専門職と財産管理契約および任意後見契約を締結した。書士に通帳を預けたが、自宅賃料や入院費等が滞納であるとの情報が入った。専門職に連絡したが全く連絡がつかず。本人は判断能力が低下しており、契約解除の手続きが出来ない。

【助言要旨】

任意後見契約が発効していないため、成年後見申立を行うべきで

あります。専門職による横領の危険性が高いので、保全申立も行う べきです。

2 財産管理

(1) 相談全般の分析

財産管理に関する相談は、①高齢者の金銭を管理している者の管理方法を疑問視するもの、②契約締結能力があると思われる高齢者の財産管理に関する相談です。

①については管理している者は高齢者虐待防止法の「養護者」にあたり、虐待対応を行う必要がある場合でもあり、弁護士の助言が虐待対応を促す役割を果たし、また、その内容によっては財産を回復するため弁護士への委任により解決可能なケースです。②については、弁護士と相談し、財産管理契約や任意後見契約を締結することが可能です。

(2) 相談例

【相談内容】

1人暮らしの高齢者の金銭管理を知人が無償でおこなう。本人は 認知症が進行している様子。本人に後見制度の説明を行い、利用を促 してみたが、お金がかかるので利用しないという。知人の行っている 金銭管理が適切か心配である。

【助言要旨】

知人による金銭管理は、専門職でない他人がしているから不適切 との断定は出来ません。管理の現状を確認し、本人が必要とするもの に費消されているか、本人が必要とするときに本人に金員が渡されて いるか確認を要します。本人の判断能力を吟味し、成年後見制度の利 用が必要な場合には、知人による金銭管理は知人の負担も重く、後見 人等に支払う報酬について説明し、成年後見制度の利用についての説 得は継続して行うのがよいと考えます。

(3) 相談例

【相談内容】

1人暮らしの高齢者、認知症の診断はない。収入は厚生年金と企業年金。自分で金融機関に出向き、出金したり、食事は外食や惣菜を購入し、身辺のことは自分で行っている。ただ、病気のため救急搬送されて後退院後から、たまに受け答えがはっきりしないことがあり、本人も不安に思い始めている。金銭管理などの支援はどうしたらよい

か。

【助言要旨】

本人に契約を締結する能力があれば、日常生活自立支援事業の利用や場合によっては、財産管理契約、それに合わせて任意後見契約を締結し、財産の管理などを委ねることが出来ます。

3 遺言・相続

(1) 相談全般の分析

遺言に関しては、①死後、本人の希望する相続結果が生じるか、生じさせるためにどうしたらいいか、②本人の能力で遺言が出来るか、相続に関しては、①相続するかー相続人か、②相続債務の処理の相談、③他の相続人との遺産分割協議に関するものである。遺言・相続の相談内容ともに、弁護士が本人から相談を受け、解決することが可能です。

相続に関しては、下記(2)の相談例のように、配偶者や子との2人暮らしで、その者が死亡してしまった場合の相続の問題だけでなく、その後の本人の生活のために成年後見制度の利用が必要で、その助言を行うことにより申立の支援や首長申立を促す役割を果たします。

(2) 相談例

【相談内容】

30年以上前に離婚し、別れた妻との間に子が1人。子とは疎遠になってしまっており、連絡がとれる程度の関係である。兄弟が親身になってくれ、面倒も見てくれている。自分の死後、自宅マンションは子に、残った預貯金は兄弟にと思っている。本人の死後、どのように相続されるのか?本人の希望通りの相続内容となるためには何が必要か?また、本人の死後の処理はどうしたらいいか?

【助言要旨】

子が相続人であり、本人の遺言がなければ子がすべてを相続する。 兄弟には残った預貯金と考えれば、本人が遺言書を作成する必要がある。子には遺留分があるので、遺留分を侵害する内容であれば、子により争われる可能性がある。それを避けるためには、遺留分を考慮した遺言書の内容とする必要があります。本人の希望により、死後の事務処理として葬儀等の手配を特定の人と契約し、任せることも出来ます。

(3) 相談例

【相談内容】

80代の本人はその子と、子名義で借りた住宅で2人暮らし。本人はアルツハイマー型認知症と診断されている。日々の金銭管理や買い物などは子が行っていた。子が入院後、死亡。本人の収入は限られており、子死亡後、たちまち経済的に困ってしまった。子は妻とずいぶん以前に離婚し、その間に子どもが1人いる。本人に対し、葬儀代や入院費の請求書が来ている。

そもそも、子名義の預貯金は誰が相続するか。子の葬儀費用は誰の負担か?子入院時の医療費は誰が負担するのか。子が受給していた年金の廃止手続は誰がおこなうべきか。子が加入していた生命保険があると聞いている、保険金の受け取りは誰が出来るか。なお、本人については市長申立による後見申立予定。

【助言要旨】

子の子ども(本人にとっては孫)が第一順位の相続人のため、子 名義の預金を相続します。医療費も相続人である子の子どもが相続 し、支払義務があります。子の子どもが相続放棄をすれば第二順位 の相続人である本人が相続することになります。

葬儀費用の負担は相続人か否かではなく、原則、喪主が負担します。死亡による年金廃止の手続きは同居の親族がおこなうことになっています。生命保険については契約内容によるので、一概に誰が請求できるか決まっているものではなく、契約内容を確認する必要があります。

4 親族関係

(1) 相談全般の分析

親族関係に分類した相談のほとんどが、虐待が疑われるケースである。 虐待対応がまさに問題になるケースと虐待対応は一定、終了した上での 問題に分かれます。前者であれば、たとえば、娘夫婦が、娘の母である 80代女性が1人で住む住居に引っ越してきた、娘夫婦は本人の年金を 管理しながら、自分らの生活費に充てているといったケースに関する相 談です。虐待対応が問題となる相談は専門職チーム派遣の契約を締結し ていない自治体からの相談が多いが、契約している自治体でも相談が見 られました。虐待対応が問題になる相談に対しては虐待対応の原則につ いて助言し、虐待対応専門職チームの活用の促しを行った。虐待対応が 一定終結した場合の相談については、本人の財産を適切に管理する必要 のある場面や養護者支援として債務整理が必要といった場面で、弁護士 が受任し解決することが可能です。

虐待に関係のない親族関係に関する相談は、一人暮らしをしている高齢者に対し、別居して疎遠になっている親族に扶養義務があるかというものが多くなっています。

(2) 相談例

【相談内容】

70代の夫婦とその間の子の家族。娘が夫と別居し、実家に帰り、 家族と同居を始めた。娘は父からの暴力を訴え、警察に通報したり、 父への暴力もある。また、父だけでなく母にも暴言を吐く。娘は父 に出て行ってもらいたいと思っているが、母はそれに反対している。 娘に実家に住む権利はあるのか。娘の夫は娘を養う義務はないのか。

【助言要旨】

実家に住んでいる家族が娘を実家から追い出したりしないために娘は事実上、居住できているに過ぎません。娘さんに居住権を観念することはできません。娘の夫は別居中の妻に婚姻費用を支払っているようであり、義務を果たしているのではないかと考えます。このケースはそもそも、娘の両親に対する心理的虐待があり、経済的虐待の可能性もあります。娘の虐待に対する対応をすべきであり、娘の相談にのるなどの養護者支援も行う必要があります。

(3) 相談例

【相談内容】

50代無職の息子。その母(認知症)が、クーラーのない部屋で 意識混濁状態になり、救急搬送され入院。退院後、虐待と判断し、 分離保護。夫の契約で入所中の施設での対応(母に褥瘡ができてい ること)について息子からクレーム有。息子への対応をどうしたら よいか?

【助言要旨】

虐待と分離保護が必要と判断したもので、その判断の根拠を明確にしておく必要があると考えます。緊急性があり分離保護をしたようだが、面会制限の要否についてはどのように考えたのか、契約で入所したことにより、息子が入所先を知り、本人と面会する機会のあることが本人を畏怖させたりする影響がないか検討をしておく必要があったのではないでしょうか。分離保護した先での施設での対応については、褥瘡ができた時期、原因を明確にし、その治療や対

応について、施設が息子に適切に対応できるよう助言すべきと考え ます。

5 離婚

(1) 相談全般の分析

離婚を求められる側に立った相談が多く、離婚により中心的な介護者や面倒を見る者がいなくなる、または離婚により財産を分与することになると自宅を処分したり老後の資金がなくなるといった生活上の大きな変化が生じることから相談されているものです。離婚原因として①精神疾患や認知症を理由とするもの、②DV、③経済的困窮などが挙げられており、①の場合、離婚原因となるかが問題になり、そのことへの助言を行うが、精神疾患や認知症の高齢者への介護の負担から離婚に至らないよう、治療や介護サービスの利用が十分になされているか確認する助言も行っています。②であれば虐待対応が問題になり、助言が虐待対応につながり、③であれば債務整理等を弁護士が受任し、経済的生活の立直しを図るという役割を果たすことが出来ます。

(2)相談例

【相談内容】

80代の男性、統合失調症。定年まで勤務し、年金収入があり、 それで生活。子どもらは病気のため無職。本人は自傷の問題行動が ある。妻は離婚したがっており、離婚するからあとは福祉でよろし くと言う。本人の主治医は本人に入院は不要であると診断。

【助言要旨】

「強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」は離婚原因になっているので、妻が離婚を求めた場合、離婚が認められる可能性は全くないとはいえませんが、認められる可能性は低いと考えます。本人の定期的通院と適切な服薬管理で問題行動をコントロールできないか検討してはどうでしょうか。また妻の相談に応じる必要もあります。

(3)離婚を含む複合的事案

【相談内容】

高齢者夫婦、精神障がいをもつ娘と暮らす。本人(夫)のDVのため、妻は家出を繰り返し生活が安定しない。現在、妻は家に戻っているが、本人は年金と賃料収入で10万円程度しかない中、妻に収入のほとんどを渡しているため、自宅などの固定資産税や医療費、

カードローンも滞納が嵩み、病院にも行けない。妻は従来の夫との 関係からその状況を理解しようとしない。本人は不動産を売却する ことも考えている様子。経済的困窮により夫婦間に喧嘩が絶えない。 妻は本人と離婚したがっているが、本人は離婚する意思は毛頭ない。

【助言要旨】

くりかえされるDVは離婚原因になります。妻からの離婚要求が認められるかはさておき、本人が病院も行けないという経済的状況を解決し、生活の立直しを検討しなければならないと考えます。本人が病気のため、判断能力が低下しているというのであれば成年後見制度の利用が必要である。本人の収支の状況と債務総額を確認し、債務の支払計画を立て、本人の収入だけでは支払いが困難な場合、不動産の処分により支払いを行い、経済生活の立直しが出来ないか検討する必要があります。後見人等が選任されたら後見人等がそれを行い、本人に判断能力があれば、本人の委任により弁護士がそれを行うこともできます。

6 債務

(1) 相談全般分析

家族・親族とは疎遠になっている1人暮らしの高齢者や高齢者の夫婦だけで生活し、判断能力が一定、低下した後の債務整理に関する相談が多くなっています。自己破産などの債務整理の方法の説明とともに、成年後見制度の利用が必要との助言が必要となるケースです。弁護士が受任することにより解決可能であり、本人との面談により相談する機会をもうけることになり、本事業では担当弁護士が出張して本人の相談に応じ、地域包括支援センター職員から、迅速に動いたことについて評価を得ています。

(2) 相談例

【相談内容】

一戸建てに一人暮らし、住宅ローンを数か月滞納している。自宅 を評価したところ、売却しても数百万円程度の債務が残ると言われ ている。

【助言要旨】

自宅で生活したいと考えているか本人の意向を確認する。自宅での生活を継続するのであれば、滞納が生じている原因を検討しなければなりません。本人の収入状況を確認し、収入から住宅ローンを

支払うことが可能ですが、認知症や病気のために金銭管理が十分に 出来なくなったため、滞納が生じているというのであれば、本人の 能力に応じ、財産管理契約を締結または成年後見制度の利用を行い、 他者が金銭管理を行い、住宅ローンを支払っていくことになります。 自宅での生活を希望しないのであれば、転居先や入所先を探し、他 方、数百万円の債務が残ると本人の生活を圧迫するので、破産を検 討することになります。

7 一般民事

(1) 相談全般分析

- 一般民事の相談内容は
- ①貸し付けた金の返還を求めたいがどうしたらいいか
- ②親族を信用してお金を預けたが費消し、返してもらえない
- ③建物収去・土地明渡、建物明渡請求といった賃貸借関係
- ④デイサービスで仲良くなった人に預金を引き出された
- ⑤消費者被害(訪問販売等による)といったものであり、①の相談が一番多くありました。これらの相談は、弁護士が受任することにより解決可能であり、財産の回復をはかったり、安心して生活できる住居の確保を目的とするものであるから、債務整理と同様、出張相談の手配などの迅速な対応が求められるものと考えています。

(2) 相談例

【相談内容】

本人は知人からお金を貸してくれと言われ借用書も作らず貸し渡した。後になって知人はお金を貸してもらった覚えはないと言う。 本人が知人にお金を貸したとの記憶は曖昧である。知人からお金を返してもらえるか。

【助言要旨】

本人の記憶が曖昧なのは、貸し渡してから期間が経過したからか、 または認知症など記憶力に障害があるからか?

知人が貸してもらった覚えがないと言っているので、返済を求めるとすれば法的手続をとる必要があります。しかし、本人の貸したとの記憶が曖昧とのことですので、貸した根拠となる客観的証拠の有無が法的手続の結果を左右する。本人の曖昧な記憶以外に証拠がなければ法的に支払いを求めるのは困難です。

(3) 相談例

【相談内容】

1人暮らしで身寄りなし。リフォーム詐欺にあっていた。業者は 10社近く。消費生活センターに相談し、返金済みのところと現在、 請求中のところがあり。契約書のない契約も多数あり。クーリング オフの期間を過ぎていてもお金を返してもらえるか?会社が倒産し てしまっている場合、契約書がない場合でもお金を返してもらえる か?

【助言要旨】

クーリングオフ期間は法定書面の交付を受けてから始まるので、 契約書すらない場合は今からでもクーリングオフ可能です。その他、 消費者契約法や民法の規定により無効や取消の主張が可能な場合も あります。倒産した会社からは回収はほぼ不可能と思われます。被 害の回復も重要ですが、今後も同じような被害にあう危険があるの で、補助の申立が必要ではないかと考えます。

8 介護サービス

(1) 相談全般分析

相談は、事業所から地域包括支援センターに相談のあった、①契約の 裏付けのないサービスについて費用を請求可能か?といった事業所と本 人との契約関係に基づくもの、②下記(2)の相談例のような利用者の 利用料滞納に分けられます。

(2) 相談例

【相談内容】

アルツハイマー型認知症の診断がなされている80代。サービス付高齢者住宅に入所中。収入は年金と生活保護費。能力があるため、金銭管理は自分で行っている。しかし、友人が本人を訪問すると収入の半分程度を引き出し奢るなどするため、10万円強の施設利用料が支払えない。本人は「施設利用料は保護費で足りるはず、年金は小遣いに」と言うが、実際、年金を全額小遣いに使うとなると、施設利用料が支払えない状況。本人は滞納している施設料を支払う意思がなく、サ高住との契約は解除されないか。後見等の申立も予定しているが、本人の能力が高いように思われ、後見等の申立は不可能ではないか。

【助言要旨】

利用料の未払いは契約解除の事由となる。支払うよう本人に説明 し、説得する必要があります。但し、一見、本人に能力があるように 見えるかもしれませんが、認知症のため判断能力が十分でない可能性 がある。後見等の申立を検討すべきです。

9 その他

(1) その他の相談全般分析

地域包括支援センターがその業務を遂行するに必要な個人情報保護法などについて学習会を開催しました。また、地域包括支援センターには高齢者に関する様々な相談、苦情が寄せられ、高齢者と相談者との間で事実上、紛争を調整する役割を担ってしまうことも多いようです。地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、調整して解決するまでは必要がないこと、解決するに適切な機関や方法があればその案内をすることを助言しました。

(2) 個人情報保護法

学習会で取り上げてほしいと希望の多い内容であり、支援に必要な情報はどの範囲の者まで共有が可能か、たとえば親戚や友人と共有することは可能かといったものや病院から情報を得たいが、個人情報保護法を根拠として情報を得られないといった内容である。

(3) 高齢者の自動車運転に関する相談

【相談内容】

認知症と診断された高齢者、よく自損事故を起こしている。運転を やめたほうがいいと考える。どうしたらいいか。

【助言要旨】

免許更新時に検査があるが、それに合格した場合には強制的に免許をとりあげる方法はない。自主的に返納してもらうことは可能だが、それは本人の意思次第という限界がある。本人への説明をするにあたっても、事故原因が何か、医師の診察を受けて判断することが重要と考える。その原因を治療で除去できるのか検討を加える必要もあり、治療による解消が困難であれば、運転について医師の診断を仰ぎながら、本人が運転しなくても生活できる環境を整えていく必要がある。医師により認知症と診断された場合は、その診断書を公安委員会に提出すると運転免許証が失効する制度となっており、免許証を失効させてもよいが、失効しても車両があれば運転する危険性はある。

(4) 「ゴミ屋敷」対応

【相談内容】

認知症の進行とともに日常生活が困難になり、自宅が「ゴミ屋敷」になり、相談があった。残金が50円になってしまい、年金もなく、生活保護受給申請中。子らに連絡を試みたが、連絡が取れない中、ゴミの処理を行った。その後、連絡がとれた子から「勝手にされた」「自宅にあったものがない」との苦情を言われた。罪に問われないか。

【助言要旨】

自宅内の動産を撤去・処分する場合で、子の所有のものがあった場合、子の所有物を処分する行為は器物損壊罪に該当する可能性や損害賠償の対象になる可能性もあります。ただし、家の中のものを片付ける必要性と緊急性があれば、事務管理として、違法性はなく、実際に、器物損壊罪や損害賠償に応じなければならない結果とはならないと考えます。

長年、行き来がなく子の所有物があると考えられない場合はさておき、そうでない場合は子に連絡し、子の所有物の有無、あるとすれば所有権を放棄するか、取りに来るか意向を聴取しておくのがよい。放棄すると言われた場合には放棄書をもらっておくと後のトラブルを防ぐことが出来る。子らに連絡する場合、郵便で行い、郵便で送ったが届かない、郵便を送ったが返事がなく連絡がつかないとの根拠を残すのがよいと考えます。

(5)後見等が開始されるまでの事実上の金銭管理

【相談内容】

本人に後見等の開始の審判の申立を行ったが、後見人等が選任されるまでの財産管理はどこがどのようにすべきか。

【助言要旨】

本人に金銭管理を他者に委ねる判断能力がある場合には、本人の 了解を得て財産を管理します。その場合は契約書と作成しておくと いいでしょう。判断能力がない場合でも、本人の金銭を管理し、本 人のために支出することは事務管理として法的に許される行為です。 その場合、本人のために善良な管理者として管理する義務がありま すので、そのためには管理している財産を明記し、その後の管理状 況も明記する必要があるでしょう。そして、管理は個人ではなく、 事業所やそれは本人のために適切に管理していれば問題はない。

(6) 近隣住民との騒音等のトラブル

【相談内容】

①マンションの下の階の住人から上の階へ住人への騒音に関する苦情に上の階の住人が困惑している、②府営住宅の隣人から、ヘルパーが使用する掃除機の音が夜勤帰りで就寝している時間に気になり眠れないとの苦情がある、③近隣の騒音トラブルについて対象が高齢者であるとなんとかしてくれとの苦情が地域包括に入り、困っている(複数)などの相談である。

【助言要旨】

地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、センターが対応しなければならないこととそうでないことを明確にし、地域住民にも理解してもらう必要があります。調停や裁判といった方法もありえ、弁護士などに相談しうることを示すのでよいのではないでしょうか。

(7) 大家からの相談

【相談内容】

問題行動のあった高齢男性が夜逃げして大家が困っている、部屋 の荷物はどうしたらいいか?

【助言要旨】

自力救済禁止の原則を話し、訴訟手続きを踏み、執行するのが原則であることを説明。大家の負担で処理すべきことを助言しました。

(8) 法的解決が困難なケースの存在 事業所のトラブル 【相談内容】

独居の男性。要支援。病院で不安神経症、強迫神経症の診断。転居前、その地域の包括に対し対応が悪いとの苦情を言い、言い分を認めさせたことがある。最近はヘルパーステーションに対し「対応が悪い」「指導がなっていない」と苦情を述べ、ケアマネは同人から非難された。ヘルパーステーションを変えたため、現在は落ち着いているが、今後、同じようなことが起きたらどう接したらいいか。

【助言要旨】

地域包括支援センターは紛争解決機関ではないので、間に入って 紛争を解決する必要はないこと、事業所と本人との契約に基づく関 係において事業所がどのような義務を負っているかから考えるとの 基本を示し、その旨、事業所に助言し、事業所の適切な対応につな げる必要があります。 以上